

特定非営利活動法人 rest of life

定 款

第1章 総則

第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人 rest of life と称する。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、高齢者の住生活を豊かにするため「安心・安全」な住宅を開発及び提供する事業を通じ、「元気・自立・絆」をキーワードにシニア向けコミュニティの構築を行い、もって老人が孤立することなく、生涯快く過ごすことができる環境整備に寄与することを目的とする。

- 2 この法人は、競走馬を引退し用途変更となり行き場を失った引退馬の繁養を推進し、人と馬が触れ合い孤立することのない余生を過ごせる環境整備を行い、引退馬の支援を目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）

この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条（事業）

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①高齢者等が安心・安全に生活できるための、低価で設備の充実した高齢者向け優良共同住宅の開発及び入居推進事業
- ②馬と人のふれあう場を提供する環境を開発する事業
- ③ボランティア活動を通じた、地域社会との交流に関する事業
- ④その他、目的達成に必要な事業

(2) その他の事業

- ①役務の提供
- ②物品の販売および斡旋

- 2 前項(2)に掲げる事業は、前項(1)に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益が生じた場合は、前項(1)に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

第6条（種別）

この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（1）正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（2）賛助会員 この法人の趣旨に賛同し、事業を援助するために入会した個人及び団体

第7条（入会）

会員の入会については、特に条件を設けない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）退会届の提出をしたとき

（2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

（3）除名されたとき

第9条（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第10条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）この定款に違反したとき

（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第4章 役員及び職員

第11条（種別及び定数）

この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 3人以上

（2）監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

第12条（選任等）

理事及び監事は、総会において選出する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第13条（職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

第14条（任期等）

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を防げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任に役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第15条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第16条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、当該役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められたとき

(2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があつたとき

第17条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第18条（職員）

この法人には、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

第19条 (種別)

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第20条 (構成)

総会は、正会員をもって構成する。

第21条 (権能)

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

第22条 (開催)

通常総会は、事業年度ごとに一回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき
- (3) 第13条第5項第4号の規定により、監事から召集があったとき

第23条 (総会の招集)

総会は、第22条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第22条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときには、その日から、30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会開催日の5日前までに通知しなければならない。

第24条 (議長)

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第25条 (定足数)

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

第26条 (議決)

総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第27条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第28条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

第29条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第30条（権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第31条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第13条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

第32条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第31条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会開催日の5日前までに通知しなければならない。

第33条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第34条（議決）

理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第35条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第34条第2項及び第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第36条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第37条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

第38条（資産の区分）

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

第39条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第40条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第41条（会計の区分）

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

第42条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

第43条（暫定予算）

第42条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第44条（予備費の設定及び使用）

予算超過又は、予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第45条（予算の追加及び更正）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

第46条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度へ繰越すものとする。

第47条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

第48条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第49条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

第50条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第51条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから、総会の議決を経て選定された社会福祉法人に譲渡するものとする。

第52条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第53条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、この法人のインターネットホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

第54条（雑則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	草野 馨
副理事長	石上 正博
理事	石上 弦
理事	浅野 淳也
理事	大村 達雄
理事	小林 歩
監事	松村 裕之
監事	舟根 大

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条1項の規定にかかわらず、成立の日から平成30年10月末日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成30年8月31日までとする。

定款変更の認証を受けた事業年度の事業計画書

2025年9月1日から2026年8月31日まで

特定非営利活動法人 rest of life

1 事業実施の方針

高齢者の住宅開発及び引退馬の余生を支援する事業資金が必要なため、目的を明確にすることで、その目的に賛同いただける人々や団体から支援金を集める活動が主要となる。

活動に賛同いただける共同住宅の所有者や牧場主など、事業に協力いただける人々や団体を募り、事業を軌道に乗せることが重要になる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 高齢者等が安心・安全に生活できるための、低価で設備の充実した高齢者向け優良共同住宅の開発及び入居推進事業	対象となる共同住宅の選定	(A) 未定 (B) 札幌市 (C) 1～3名	不特定	未定
② 馬と人のふれあう場を提供する環境を開発する事業	対象となる環境の選定	(A) 未定 (B) 北海道 (C) 1～3名	不特定	未定
③ ボランティア活動を通じた、地域社会との交流に関する事業	未定	未定	未定	未定
④ その他、目的達成に必要な事業	未定	未定	未定	未定

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 役務の提供	未定	未定	未定
② 物品の販売 および斡旋	未定	未定	未定

2026年度の事業計画書

2026年9月1日から2027年8月31日まで

特定非営利活動法人 rest of life

1 事業実施の方針

高齢者の住宅開発及び引退馬の余生を支援する事業資金が必要なため、目的を明確にすることで、その目的に賛同いただける人々や団体から支援金を集める活動が主要となる。

活動に賛同いただける共同住宅の所有者や牧場主など、事業に協力いただける人々や団体を募り、長期的な活動拠点を選定する。

事業の根幹となる場所を取得して、高齢者の住環境の整備や引退馬を受け入れる環境や体制を構築する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 高齢者等が安心・安全に生活できるための、低価で設備の充実した高齢者向け優良共同住宅の開発及び入居推進事業	共同住宅の開発と住環境の整備	(A) 未定 (B) 札幌市 (C) 1～3名	不特定	未定
② 馬と人のふれあう場を提供する環境を開発する事業	牧場の取得と環境整備	(A) 未定 (B) 北海道 (C) 1～3名	不特定	未定
③ ボランティア活動を通じた、地域社会との交流に関する事業	未定	未定	未定	未定
④ その他、目的達成に必要な事業	未定	未定	未定	未定

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 役務の提供	未定	未定	未定
② 物品の販売 および斡旋	未定	未定	未定

定款変更の認証を受けた事業年度 活動予算書

2025年9月1日から2026年8月31日まで

特定非営利活動法人rest of life

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			0
2 受取寄附金	3,000,000		3,000,000
3 受取助成金等			0
4 事業収益			
役務の提供			0
物品の販売および斡旋			0
5 その他収益			0
経常収益計	3,000,000	0	3,000,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			0
(2) その他経費			0
その他経費計			0
事業費計	0	0	0
2 管理費			
(1) 人件費			0
人件費計			0
(2) その他経費			0
その他経費計			0
管理費計	0	0	0
経常費用計	0	0	0
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期正味財産増減額	3,000,000	0	3,000,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			3,000,000

2026年度 活動予算書

2026年9月1日から2027年8月31日まで

特定非営利活動法人rest of life

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			0
1 受取会費			
2 受取寄附金	3,000,000		3,000,000
3 受取助成金等			0
4 事業収益			
役務の提供			0
物品の販売および斡旋			0
5 その他収益			0
経常収益計	3,000,000	0	3,000,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			0
(2) その他経費			0
その他経費計			0
事業費計	0	0	0
2 管理費			
(1) 人件費			0
人件費計			0
(2) その他経費			0
その他経費計			0
管理費計	0	0	0
経常費用計	0	0	0
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期正味財産増減額	3,000,000	0	3,000,000
前期繰越正味財産額			3,000,000
次期繰越正味財産額			6,000,000